

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 69 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 23 年 12 月 7 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

### 第 1 監査の対象

建設部建設課及び都市計画課

### 第 2 監査の期間

平成 23 年 10 月 12 日から 10 月 13 日まで 2 日間

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 22 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

収入事務が適法・適正に行われているか。

収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

- (2) 支出に関すること
  - 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
  - 予算目的に反する支出はないか。
  - 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
  - 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
  - 公印の管理状況
  - 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
  - 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
  - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。
- (5) 建設工事関係
  - 工事請負関係事務は適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。  
指摘事項等は次のとおりである。

### 【建設課】

#### 指摘事項

国土調査班の地籍調査成果簿の閲覧や写しの交付については、市手数料条例別表第1「その他の諸証明手数料」に順じて、一律1件300円を徴収しているが、受入れは手数料ではなく雑入で処理されていた。同条例の別表第1等に地籍調査成果簿の種類毎の料金を定める条例改正を行い、僅かながらも財源確保に努めるよう求める。

足場等の道路占用料の算定において、面積に違算が生じているものが数件見受けられた。

#### 指導事項

道路占用の許可期限は最長でも10年であるが、水道管敷設の場合、「公用廃止まで」となっており、法令等を遵守するよう見直しを図られたい。

道路掘削許可申請書は、市道路占用規則第3条第2項に定める様式第2号により処理されたい。

## 【都市計画課】

### 指導事項

都市公園（亀岡公園及び崎方公園）の土地賃貸借契約において、自動更新を前提とした契約を締結している事例が見受けられた。この場合、最長5年間の長期継続契約を締結することが望ましい。

## 第6 むすび

建設課は、市道、普通河川等の整備、国土調査の実施など、また都市計画課は街なみ環境の整備、公営住宅の管理などが主な事業である。

特に、街なみ環境の整備においては、平戸港周辺の崎方町、浦の町等の電線地中化や住家、店舗の改装が進み、見違えるばかりの街なみとなり、観光振興に大きな期待が寄せられる。

一方、国土調査（旧平戸市関係）は始めたばかり、また公営住宅は老朽化した建物が多く問題等も抱えている。

両課は、ともに生活環境づくりを推進する面で住民と密接した関係にあり、要望事項等も多いと聞くが、限られた予算の中で、引き続き住民が安全に安心して暮らせるまちづくりの推進を願うものである。

### <参考> 指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

### 【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。